

林野火災警報・林野火災注意報が始まりました！

横須賀市と三浦市では、令和8年(2026年)1月1日から

林野火災警報・林野火災注意報

の発令が始まりました。

制度の詳細はこちちら
(横須賀市消防局HP)



【1】林野火災警報・注意報とは？

毎年1月1日から5月31日までの間で、雨・雪などが少なく空気が乾燥しているとき等に発令されます。

林野火災警報または林野火災注意報のいずれかが発令されている間、対象区域(森林)(※裏面参照)では、下図のとおり火の使用が制限されます。

図 対象区域(森林)における火の使用制限(警報・注意報共通)

- 火入れをしないこと。
- 花火を消費しないこと。
- 火遊び・たき火(※【2】参照)をしないこと。など



【2】発令中に対象区域で禁止される「たき火」とは？

消防法令において「たき火」とは、火を使用する設備・器具を用いないで、または火を使用する設備・器具の本来の使用方法によらないで、火をたく行為をいいます。

(以下の画像はイメージです。出典:消防庁提供資料)

「たき火」に該当する行為

(設備・器具を用いない)



「たき火」に該当しない行為

(器具を正しく使用)



【3】発令されているかどうか、確認したいときは？

林野火災警報・林野火災注意報

の発令状況は、

横須賀市・葉山町消防指令センターのHPで公開しています。

発令状況
はこちら

横須賀市・葉山町
消防指令センター



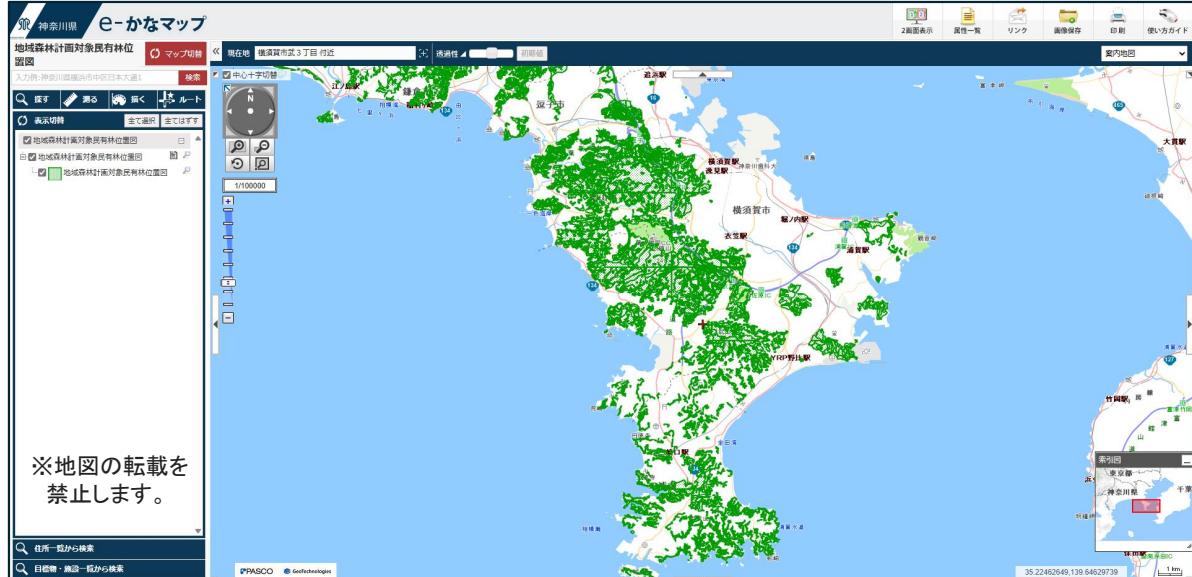
【事務担当】横須賀市消防局予防課 TEL 046-821-6466

※裏面もご確認ください。

【4】対象区域（森林）の範囲は？

林野火災警報 または 林野火災注意報 発令中における火の使用制限の対象区域は、「神奈川地域森林計画」で定められた「地域森林計画対象民有林」の全域です。神奈川県HPの「地域森林計画対象民有林位置図」(※下図参照)から確認できます。

…地域森林計画対象民有林＝対象区域（森林）



神奈川県HP
はこちら



地域森林計画
対象民有林



【5】林野火災警報・注意報 が始めた背景は？

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災は、乾燥・強風の影響により急激に拡大し、約3,370haが焼損しました。

そのほかにも、近年、大規模な林野火災が全国的に多発しています。

これらの状況を踏まえて火災予防条例が改正され、**林野火災警報・林野火災注意報** という新たな制度を設けて、林野火災予防の推進を図ることとされました。



【6】「火災とまぎらわしい行為届」等について

たき火などの「火災とまぎらわしい行為」や、花火の消費を行うときは、その行為を行う時期や場所に問わらず、事前に管轄の消防署所へ届出を行う必要があります。

※ **林野火災警報** または **林野火災注意報** の発令中には、事前に届け出をした場合でも、**火入れ・花火・たき火** 等の行為は、**対象区域（森林）**内では行うことができません。詳細は、管轄の消防署へご相談ください。

届出書式
ダウンロード



【「火災とまぎらわしい行為届」等に関するお問い合わせ先】

横須賀市中央消防署 TEL 046-820-0121 横須賀市北消防署 TEL 046-861-3972
横須賀市南消防署 TEL 046-833-1276 横須賀市三浦消防署 TEL 046-884-0122